

第9期介護保険ガイドブックの変更について

介護保険法施行令等の改正により、以下のとおり変更となります。

1 ガイドブック P9 「利用者負担の軽減について」

令和8年8月1日から、「介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき」の表中「80万円」が「82万6500円」となります。

令和8年8月からの利用者負担の上限

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得 690 万円以上	140, 100 円
	●課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93, 000 円
	●課税所得 145 万円以上 380 万円未満	44, 400 円
●一般 住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合		44, 400 円
●住民税世帯非課税等		24, 600 円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が 82 万 6500 円 以下の人 ○老齢福祉年金の受給者		15, 000 円(個人)
●生活保護の受給者		15, 000 円(個人)
●利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15, 000 円

2 ガイドブック P20 「施設を利用したサービスの費用」

令和8年8月1日から、負担限度額の表中「80万円」が「82万6500円」となります。

令和8年8月1日から、負担限度額の一部が変わります。

令和8年8月からの負担限度額 <1日につき>

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が 82 万 6500 円 以下の人	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が 82 万 6500 円 超 120 万円以下の人	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	680 円	1,030 円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が 120 万円超の人	1,470 円	1,470 円	1,470 円 (980 円)	430 円 530 円※	1,420 円	1,360 円

※第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設(短期入所生活介護も含む)と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院(いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も含む)を利用した場合は530円になります。それ以外の施設は430円です。

3 ガイドブック P26・27 「65歳以上の人の介護保険料」

令和8年4月1日から、「介護保険料の決まり方」のフロー図及び保険料の表中「80万円」が「82万6500円」となります。